

自転車の交通安全

ルールブック



道路交通法第2条第1項第8号及び第11号

自転車は道路交通法上、「軽車両」といい、
自動車やバイクと同じ「車両」と規定されています。

自転車は「軽車両」車の仲間！

自転車安全利用 5 則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・2人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

車道は左側通行です！ — 右側通行は交通違反 —

危険です!!

ポイント

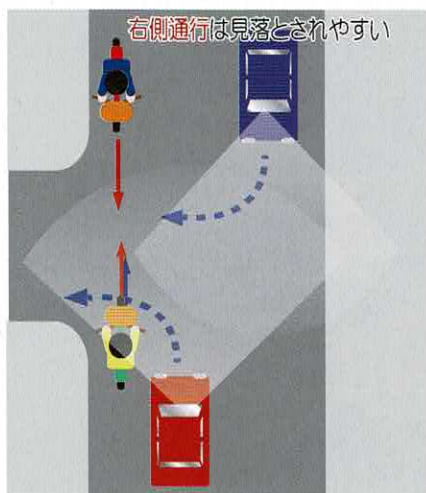
point

決められたところを通行しないと
交通違反になります

理由1

車道左側は車から
見えやすいから！

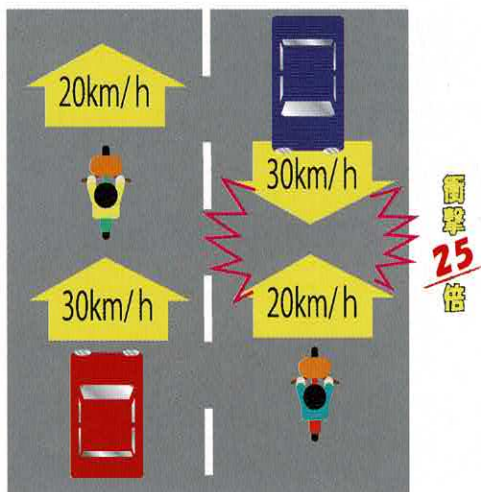
右側走行の自転車は車から
見えにくく、気が付いたときに
よけることができません。



理由2

右側通行（逆走）は
危険だから！

右側通行をすると、正面衝突する
リスクが高まります。



通行区分

道路交通法第 17 条第 1 項
罰則：3 月以下の懲役又は
5 万円以下の罰金

自転車は、歩道と車道の
区別のある道路では、車
道を通行しなければならない。

左側寄り通行等

道路交通法第 18 条第 1 項
自転車は道路の左側端に寄って
道路を通行しなければならない。





歩道を通行できる場合でも 守るべき交通ルールがあります

ポイント
point

自転車歩道通行可の標識等がある道路は歩行者に注意して歩道を通行するよう心掛けましょう（特に交通量が多い道や橋の上）



自転車通行可

ぼくも歩道を
通れま〜す



歩道では
車道寄り!!



積雪 凍結路は
押して歩こう!



人がいれば
一旦停止!!



普通自転車の歩道通行

道路交通法第 63 条の 4 第 1 項、

道路交通法施行令第 26 条

次のような場合は、歩道を通行することができる。

- 自転車歩道通行可の標識等がある場合。
- 自転車を運転している人が
 - ・13 歳未満の子ども
 - ・70 歳以上の高齢者
 - ・身体の不自由な人

の場合。

道路交通法第 63 条の 4 第 2 項

罰則：2 万円以下の罰金又は料料

- 歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を通行しなければならない。
- 歩道を通行する場合、すぐ停止できるような速度で徐行すること。
- 歩行者の通行を妨げることとなるときは、一時停止しなければならない。

</

一時停止場所では必ず止まりましょう

ポイント

point

左右見通しの悪い交差点も一時停止して安全確認しましょう

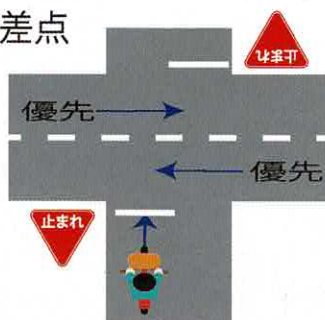
- ★見通しの悪い交差点で事故が多発!!
- ★事故の約 6 割には自転車の違反もあり!!
- ★自転車も車の仲間です。標識には従いましょう。
- ★ゆずりあいの気持ちを大切に!!



●信号のない交差点



安全を確かめて進むことができる



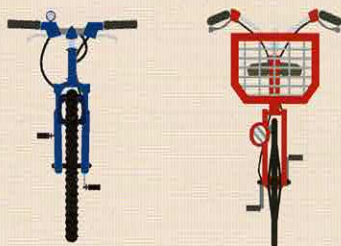
止まって安全を確かめて進むことができる

指定場所における一時停止

道路交通法第 43 条

罰則：3 月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金

一時停止の標識がある交差点では、停止線手前で一時停止し、交差点の安全確認をしなければならない。



自転車走行ルールのいろいろ

並列



後ろから車に追突されます
一列になって、前を見て走りましょう

2人乗り



バランスをくずし、他人や同乗者を
事故に巻き込む可能性があります

夜間はライトを点灯



夜は、ライトや反射材で自分の
存在を周りに知らせましょう

飲酒運転



飲んだら乗るな！車と同じ



●ヘルメットの着用

13歳未満の子どもや同乗する6歳未満の子どもへのヘルメット着用は、保護者の義務です。また、大人もヘルメットを着用するようにしましょう。

…ながら運転はやめましょう

次のような行為をしながらの運転は、注意が散漫になる、安定を失うおそれがあるなど大変危険なので絶対にやめましょう！

- かさを差し、物を持つ等視野を妨げ、若しくは安定を失うおそれがある方法で自転車を運転しないこと。
- 携帯電話等を手で保持して通話又は表示された画像を注視しながら自転車を運転しないこと。
- 安全な運転に必要な交通に関する音又は声を聞くことができないような音量で、イヤホン、ヘッドホンステレオ等を使用して音楽等を聴きながら車両を運転しないこと。



携帯電話で
メールしながら

かさを差しながら



雨の日はカッパだね



音楽等
聴きながら

周囲の音が分かりません…

遵守事項

道路交通法第 71 条第 6 号

長野県道路交通法施行細則第 14 条第 6-12-13 号

罰則：5 万円以下の罰金

自転車保険に加入しましょう

自転車事故により多額の損害賠償が生じることがあるので、万が一の交通事故に備え、自転車保険に加入しましょう。

自転車事故高額賠償事例

賠償額	事故の概要	判決
9,521万円	男子小学生(11)が夜間、自転車での帰宅途中に歩行中の女性(62)と正面衝突。被害者は頭蓋骨骨折で意識が戻らず、監督責任を問われた母親に賠償命令。	平成25年 兵庫
6,799万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂を高速で走行中、横断歩道を歩行中の女性(38)と衝突。被害者は脳挫傷等で3日後に死亡。	平成15年 東京
5,000万円	女子高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、前方の看護師の女性(57)に衝突。被害者は歩行困難となる後遺障害を負った。	平成17年 横浜
4,043万円	男子高校生が朝、信号無視で交差点に進入し、オートバイで走行中だった施盤工(62)の男性と衝突。被害者は頭蓋内損傷で13日後に死亡。	平成26年 東京

※インターネット等により調査した自転車事故に対する高額賠償請求事例の一部を掲載

長野県交通事故相談所では、専門の相談員が無料で相談に応じています。詳しくは下記にお問い合わせください。

相 談 所	所 在 地 ・ 電 話 番 号	相談日・受付時間
長野相談所(長野保健福祉事務所庁舎内)	長野市中御所岡田98-1 TEL:026-235-7175	相談日 月曜日～金曜日 受付時間 8:30～17:15 *お願い 面接相談を希望される場合は、事前に電話予約をお願いします。
松本相談所(松本合同庁舎内)	松本市大字島立1020 TEL:0263-40-1949	
飯田相談所(飯田合同庁舎内)	飯田市追手町2-678 TEL:0265-53-0429	
(上記以外の地域でも巡回相談を実施しています。相談日程等は長野相談所へご照会ください。)		

長野県交通安全運動推進本部

事務局 長野県県民文化部くらし安全・消費生活課 交通安全対策係
電話 026-235-7174 FAX 026-223-6771
E-mail kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp

